

オーストリア特許庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 A T. I
委 任 状	附属書 A T. II

略語のリスト

国内官庁：	オーストリア特許庁
PatG：	特許法 [<i>Patentgesetz</i>]
PatV：	特許条約を導入するための法律 [<i>Patentverträge-Einführungsgesetz</i>]
GMG：	実用新案保護法 [<i>Gebrauchsmustergesetz</i>]
PAG：	オーストリア特許庁料金法 [<i>Patentamtsgebührengesetz</i>]

指定（又は選択）官庁 A T	オーストリア特許庁	概要 A T																																				
国内段階に入るための要件の概要																																						
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月																																					
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ドイツ語																																					
要求される翻訳文 ¹	<p>PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明、要約</p> <p>PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）</p>																																					
国際出願の写しを要求されるか？	されない																																					
国内手数料 ¹	通貨：ユーロ（EUR） 特許について： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国内段階移行手数料</td> <td>EUR</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>文書手数料（<i>Schriftengebühr</i>）</td> <td>EUR</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10個の請求範囲を含む</td> </tr> <tr> <td>調査及び審査手数料</td> <td>EUR</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td colspan="3">11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EUR</td> <td>104</td> </tr> </table> 実用新案について： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国内段階移行手数料</td> <td>EUR</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>文書手数料（<i>Schriftengebühr</i>）</td> <td>EUR</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10個の請求範囲を含む</td> </tr> <tr> <td>調査手数料</td> <td>EUR</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td colspan="3">11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>EUR</td> <td>104</td> </tr> </table>		国内段階移行手数料	EUR	52	文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）	EUR	50	10個の請求範囲を含む			調査及び審査手数料	EUR	292	11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料				EUR	104	国内段階移行手数料	EUR	52	文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）	EUR	50	10個の請求範囲を含む			調査手数料	EUR	156	11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料				EUR	104
国内段階移行手数料	EUR	52																																				
文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）	EUR	50																																				
10個の請求範囲を含む																																						
調査及び審査手数料	EUR	292																																				
11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料																																						
	EUR	104																																				
国内段階移行手数料	EUR	52																																				
文書手数料（ <i>Schriftengebühr</i> ）	EUR	50																																				
10個の請求範囲を含む																																						
調査手数料	EUR	156																																				
11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料																																						
	EUR	104																																				
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国際出願が受理官庁としてのオーストリア特許庁に行われた場合、国内段階移行手数料は不要																																					

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

A T	オーストリア特許庁 (続き)	A T
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ²	<p>オーストリア，欧州連合加盟国，欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点を有する出願人は，代理人による代理が要求されない。ただし，出願人の居所又は業務拠点がオーストリア国外の場合には，書類を受領するためにオーストリアに住所を有する個人又は法人を記載することが（少なくとも）要求される。出願人が代理されることを希望する場合には，オーストリアに居所若しくは業務拠点を有する個人又は法人，又は，オーストリアにおける代理業務が認可されている自然人若しくは法人（職業代理人）によって代理可能である。</p> <p>オーストリア，欧州連合加盟国，欧州経済領域協定締約国若しくはスイスに居所又は業務拠点のいずれも持たない出願人は，オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士，弁護士又は公証人（職業代理人）による代理が要求される。</p>	
誰が代理人として行為できるか？	<p>オーストリアにおける代理業務の資格を有する弁理士，弁護士又は公証人（職業代理人）。弁理士の名簿は Österreichische Patentanwaltskammer, Linke Wienzeile 4/1/9, A-1060 Wien, Austria (www.patentanwalt.at) から入手することができる。弁護士の名簿は Österreichischer Rechtsanwaltskammertag, Rotenturmstr. 13, A-1010 Wien, Austria (www.oerak.or.at) から入手することができる。公証人の名簿は Österreichische Notariatskammer, Landesgerichtsstr. 20, A-1010 Wien, Austria (www.notar.at) から入手することができる。</p>	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

AT. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。明細書のみ翻訳文がオーストリア特許庁に提出された場合、オーストリア特許庁は、出願人に対し明細書を除く他の国際出願書類の翻訳文を提出するよう求める。この場合、オーストリア特許庁は既に提出された翻訳文に含まれる発明の開示の範囲を超えていないことを条件として後の翻訳文の提出を認める。

AT. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AT. I に概説されている。

PatG Sec. 21
77

AT. 03 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。弁護士、弁理士又は公証人は委任状の代わりにその資格証明書を提出できる。見本は附属書AT. II に掲載されている。

PatG Sec. 20

AT. 04 発明者の記載

発明者の氏名は、オーストリア特許庁により特許登録簿及び明示の請求のみに基づき特許の出願公告に掲載される。発明者の氏名の掲載の請求は、出願人又は発明者により、特許の出願公告の後も含めいつでも行うことができる。複数の者が当該請求をする権利を有する場合において、その全員が共同して当該請求をする場合を除き、請求人は権利を有する他の全員が同意したことを立証しなければならない。

PAG Sec. 6

AT. 05 年金

特許年金は、付与特許が特許公報（*Österreichisches Patentblatt*）に公告された後についてのみ支払う。一般的に年金は6年目以降についてのみ支払う（出願が行われた月の末日を基礎として計算される）。ただし、特許付与前は年金支払義務がない。

年金は支払期日（出願が行われた月に対応する各年の月の末日）前3箇月以内に支払わなければならない。支払期日から6箇月経過後に支払うことはできない。支払期日後に支払う場合には、適用される手数料の20%の遅延支払割増料が課される。

国内特許及び実用新案の年金額は附属書AT. I に記載されている。

PCT Art. 28
41

AT. 06 出願の補正及びその時期

出願人は特許付与決定まで出願のいかなる部分についても補正することができるが、それによって出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。なお、特許付与後の異議手続においても、明細書、請求の範囲及び図面の補正をすることができるが、付与された特許の範囲内に限る。

PatG Sec. 91(3)

PCT Art. 25

AT. 07 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、オーストリア特許庁が受理官庁又は国際事務局の過失を否定した場合には、その決定の受領の日から2箇月以内に当該決定に対して上訴することができる。上訴手数料は上記2箇月の期間内に支払わなければならない（手数料の額については附属書AT. I 参照）。その後、ウィーン高等地域裁判所は上訴について判決を行う。

PCT Rule 51

PatG Sec. 70

PatV Sec. 16(3)

PCT Art. 24(2) 48(2) PatG Sec. 129 to 136	AT. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。出願人が、予見することができない事故若しくは避けることができない事故により又は事情に応じて要求される正当な注意を払ったにもかかわらず、オーストリア特許庁に対する期間を遵守しなかった場合であって、期間を遵守しなかったことが出願人の不利益となる場合には、出願人は回復を請求することができる。回復の請求は、手練の遂行ができなかった原因が解消した後2箇月以内であって、遵守しなかった期間の満了後1年以内に書面で提出しなければならない。当該2箇月の期間内に、怠った手続を完了させ、附属書AT. I に示された回復のための手数料を支払わなければならない。また、請求には、オーストリア特許庁にとって周知である場合を除き、回復を正当とする事実を述べると共にそれらの事実の証拠を提示しなければならない。
PCT Art. 4(3) 43 44 PCT Rules 4.12 49bis.1 (a),(b) 76.5 GMG Sec. 3(4) 13 to 17	AT. 09 実用新案 AT. 13の規定に従うことを条件として、出願人がオーストリアにおいて、国際出願に基づき、 (i) 特許に代えて、又は (ii) 特許に追加して、 実用新案登録の取得を希望する場合には、国内段階移行時に、国内官庁にその旨を表示する。実用新案出願は、基本的に特許出願と同じ要件を満たさなければならない。ただし、特許出願と異なり、実用新案出願は、出願人又は法律上の前任者による開示により新規性が阻却されない猶予期間を享受するが、開示が出願日から6箇月より前に行われなかったことを条件とする。
GMG Sec. 6 18(1) 19 27	AT. 10 実用新案の保護期間は公告及び登録から開始する。実用新案の最大保護期間は、出願がされた月の末日から10年である。通常の手続であり得る場合として、実用新案の公告と登録に対して異議申立がなければ、特許庁は出願日から6箇月以内に調査報告を作成する。実用新案出願手続は実体審査を行わない。出願人は調査報告を受領してから請求の範囲を補正することができる。所定の手数料の支払証明が受領されると、実用新案は同日に登録され、(公報に)公告される。更に出願人は出願時に、早期の手続(実用新案の即時公告と登録)を請求することができる。その手続において、正式手続から異議申立がされず、支払証明が受領された場合には、実用新案は出願日から1箇月から3箇月以内に公告され、登録される。
PatV Sec. 16	AT. 11 国際出願が実用新案と特許の両方を求めるものである場合、出願人は、国内段階移行のための期間内に、2つの国内段階移行手数料(特許出願と実用新案出願について)を支払わなければならない。国際出願がドイツ語でされていない場合には、ドイツ語訳文を提出し、委任状(必要な場合)2部を提出しなければならない。
PAG Sec. 16	AT. 12 年金は出願日の属する月の末日から、4年目以降から支払う。実用新案が出願日の属する月の末日から3年より前に公告及び登録されなかった場合、年金は、実用新案の公告と登録後の年度についてのみ支払う。年金額は附属書AT. I に表示されている。
PatG Sec. 92b GMG Sec. 121	AT. 13 出願変更 概要に示すように、出願人が国内段階移行のための要件を満たした後に、国際特許出願を実用新案出願に出願変更することができ、その逆もできる。出願を公告又は拒絶する決定がされた日まで出願変更をすることができる。ただし、いったん変更された後は、元の状態に戻す変更ができない。

- GMG Sec. 15a(1) **AT. 14 分岐出願**
オーストリアで有効な先の特許出願の主題に関する実用新案出願では、当該先の特許出願の出願日を主張することができるが、当該特許出願が取り下げられたものとみなされた日若しくは最終的に拒絶された日から、又は該当すれば異議手続が終了した日から、2箇月以内に実用新案出願を行うことを条件とする。
- PCT Rule 49ter.2 **AT. 15 優先権の回復**
優先権の回復請求を裏付ける宣誓書又はその他の証拠を、PCT規則49の3.2(b)(i)で規定する期間内に提出すべきである。
- PCT Rule 49ter.2(e) この請求に宣誓書又はその他の裏付け証拠が添付されていない場合、国内官庁は請求を一応拒絶しないが、状況に基づき相当の期間内に所定の宣誓書を提出するよう出願人に通知する。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

	特 許	実用新案
国内段階移行手数料 ¹	52	52
文書手数料 (<i>Schriftengebühr</i>)	50	50
10個の請求範囲を含む調査及び審査手数料	292	—
10個の請求範囲を含む調査手数料	—	156
11番目以降の10個以下の請求の範囲各グループについての請求の範囲手数料 …	104	104
(付与) 公告手数料	208 ²	135
早期公開及び登録の割増料	—	52
年金：		
—第2年度	—	—
—第3年度	—	—
—第4年度	—	52 ³
—第5年度	—	104
—第6年度	104	261
—第7年度	208	313
—第8年度	313	365
—第9年度	417	417
—第10年度	522	470
—第11年度	626	—
—第12年度	731	—
—第13年度	835	—
—第14年度	940	—
—第15年度	1,044	—
—第16年度	1,148	—
—第17年度	1,253	—
—第18年度	1,357	—
—第19年度	1,566	—
—第20年度	1,775	—
優先権回復手数料 (文書手数料 (<i>Schriftengebühr</i>) を含む)	269	269
回復手続手数料 (文書手数料 (<i>Schriftengebühr</i>) を含む)	269	269
上訴手数料 (ウィーン高等地域裁判所)	355	355

- 1 受理官庁としてのオーストリア特許庁に国際出願が行われた場合、国内段階移行手数料は送付手数料の支払とともに支払われたものとみなされる。
- 2 15頁を超える場合、明細書 (明細書に添付する請求の範囲及び図面を含む) 15頁 (又は15頁未満) ごとに追加手数料135ユーロを支払う。
- 3 各年の年金支払に代えて、第4年度から第6年度までを一括して376ユーロ、及び第7年度から第10年度までを一括して1,410ユーロの支払とすることができるので、出願人にとって支払額の節約となる。

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てでオーストリア特許庁の次の銀行口座に支払わなければならない：

受取人名： Österreichisches Patentamt
 Dresdner Straße 87
 A-1200 Wien
銀行名： BAWAG P. S. K
銀行所在地： Georg-Coch-Platz 2
 A-1018 Wien
BIC/Swiftコード： BUNDATWW
IBAN： AT75 0100 0000 0516 0000
銀行番号： 01000
口座番号： 5. 160. 000

上訴手数料についてはウィーン高等地域裁判所の次の口座に支払わなければならない。

IBAN： AT970100000005460401
BIC/SWIFT： BUNDATWW

すべての支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を表示しなければならない。オーストリア特許庁の銀行口座に払い込まれた手数料は，当該口座への入金日に支払われたものとみなされる。

**ÖSTERREICH
EUROPA
INTERNATIONALE VERTRÄGE**
PATENTE / SCHUTZZERTIFIKATE /
GEBRACHSMUSTER / MARKEN / MUSTER /
HALBLEITERSCHUTZ / SORTENSCHUTZ

VOLLMACHT

Der (Die) Unterzeichnete(n)
bevollmächtigt (bevollmächtigen) die

Patentanwälte
Vertreter vor dem Europäischen Patentamt

- einschließlich des Rechts auf Erteilung von Untervollmachten –
alle einem Patentanwalt zustehenden Vertretungshandlungen auf
dem Gebiet des Erfindungs-, Kennzeichen-, Muster-,
Halbleiterschutz-, und Sortenschutzwesens, insbesondere vor den
österreichischen, europäischen und internationalen Behörden.

Jeder Bevollmächtigte ist zur Beistandsleistung, insbesondere vor
Gericht und Verwaltungsbehörden ermächtigt. Ebenso ist er zu
Behebung und Empfangnahme von Geld und Geldeswert sowie zur
Unterzeichnung von Urkunden für den Vollmachtgeber,
insbesondere Übertragungserklärungen, Erfindernennungen und
dergleichen ermächtigt.

Der (die) Unterzeichnete(n) erklärt (erklären) sich zur ungeteilten
Hand, Honorare sowie Auslagen und eine allfällige Umsatzsteuer
zu bezahlen und erklären sich damit einverstanden, dass der
bezügliche Anspruch in Wien (Österreich) gerichtlich geltend
gemacht werden kann.

**GERICHTSSTAND
HAFTUNGSBEGRENZUNG**

Der (die) Unterzeichnete(n) erklärt (erklären) sich damit
einverstanden, dass für sämtliche Ansprüche aus oder in
Zusammenhang mit diesem Auftragsverhältnis das jeweils sachlich
für den Ort des Kanzleisitzes der Vollmachtnehmer zuständige
Gericht ausschließlich zuständig ist, wobei der Vollmachtennehmer
auch ein aus- oder inländisches Gericht anrufen kann.

Die Anwendung österreichischen Rechtes auf das
Auftragsverhältnis und alle damit zusammenhängenden
Rechtsstreitigkeiten wird für verbindlich erklärt.

Unterschrift mit vollem Namen (Sign full name here): _____

Place, Date
Ort, Datum

Österreichische Patentanwaltskammer
Austrian Chamber of Patent Attorneys

**AUSTRIA
EUROPE
INTERNATIONAL TREATIES**
PATENTS / PROTECTION CERTIFICATES / UTILITY MODELS /
TRADEMARKS / DESIGNS /
PROTECTION OF SEMICONDUCTORS AND PLANTS

POWER OF ATTORNEY

The undersigned
Hereby authorize(s) the

Patent Attorneys
European Patent Attorneys

to represent them - inclusive the right to grant powers of
substitution - in all matters with regard to invention, trademarks,
designs, semiconductor and plant protection, in particular before
the Austrian, European and International Authorities.

The above attorneys are authorized to assist the undersigned in
particular in proceedings before courts and administrative
authorities.

They are authorized to sign documents (in particular assignments,
declarations of inventors, subpowers or the like) on behalf of the
undersigned and to receive money and money's worth.

The undersigned hereby agree(s) to pay (solidary) the full costs of
the representation as well as expenses and taxes and with respect
to same accept(s) the jurisdiction of the pertinent courts in Vienna
(Austria).

**COURT OF COMPETENT JURISDICTION
LIMITATION OF LIABILITY**

The undersigned hereby declares (declare) his her (her, their)
consent and agrees (agree) that for all claims arising from or in
connection with this mandate, the court of competent jurisdiction
at the seat of the holder of power of attorney shall have exclusive
jurisdiction. The holders of power of attorney may, at his own
discretion, also take action before any other foreign or domestic
court of his choice.

It is stipulated that Austrian Law shall be applicable and binding
for this mandate and for all legal disputes connected therewith or
arising therefrom.

Bei Personen: Namen und Vornamen voll ausschreiben, bei Firmen,
genaue, eingetragene Firmenbezeichnung angeben. **Keine Beglaubigung!**

First names and surnames of individual persons are to be written in full,
corporate bodies are to sign in the form in which they are registered. **No
legalization!**